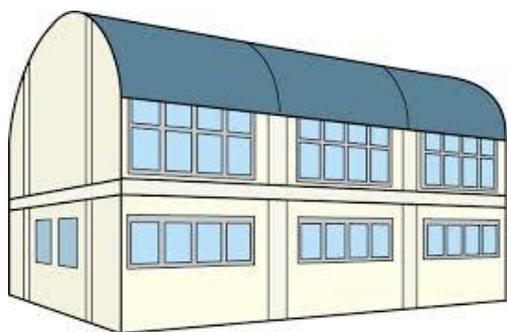


出雲市立学校施設 使用の手引



出雲市教育委員会 教育政策課

令和3年4月改訂版

- ①学校施設の使用について
- 学校施設は学校教育を本来の設置目的としています。したがって、学校施設の開放は、学校教育及び管理上支障がない範囲で、社会教育・社会体育の振興や地域活動の推進等に限り認めることとなります。
 - 使用を許可していても都合により許可を取り消すことがありますので、このことをご理解いただける団体のみ使用を申請してください。
 - 使用にあたっては、使用する小中学校の指示に従ってください。
 - 使用にあたって、管理上必要な条件を付すことがあります。

- 使用できる団体
- 学校施設の使用は、次の団体に許可します。
 - (1) 次の要件を全て満たす団体
 - ・ 構成員の内、市内に「居住、又は通勤、又は通学」する者の人数が2分の1以上であること。
 - ・ 構成員の人数が2人以上であること。
 - ・ 成人の使用責任者がいること。
 - (2) 上記のほか、教育委員会が特に必要と認める団体

- 使用できる活動内容
- 上記に該当する団体が以下の目的で使用する場合に限り、使用を許可します。
 - (1) 官公署及びそれらに属する団体が、公共のために使用する時。
 - (2) PTA、後援会等の学校関係団体が、教育の目的のために使用する時。
 - (3) 町内会、自治会等の地域関係団体が、地域住民全体の福利のために使用する時。
 - (4) 社会教育団体が主催する活動のために使用する時。
(例：スポーツ少年団・高齢者クラブ・ボーイスカウト
ママさんバレー・社会人サークル等)
 - (5) その他教育委員会が使用することを適当と認めたとき。

- ②使用できる学校の施設
- 【有料施設】
- 屋内運動場（柔剣道場・幼稚園遊戯室を含む）
 - 特別教室・屋内運動場内ミーティングルーム等

【無料施設】

- プール（小学校に限る。また、使用できる者は「園児・児童・生徒」及び「その保護者又は介助者等」に限る）
- 屋外運動場（幼稚園園庭を含む）

③使用時間等

使用できる日

校長が学校教育上及び施設管理上支障がないと認める日

使用できる時間

許可した時間～22：00（平日・土日祝日問わず）

但し、プールの使用は『9：00～16：00』に限る

- 上記時間内であっても、学校独自に使用開始時間及び終了時間を定めている場合はこれに従ってください。

④令和元年10月1日以

降の使用に係る使用

料金一覧

（各学校の使用料は別紙一覧のとおり）

区分			1時間当たりの使用料	
施設の種類の	使用単位	面積		
屋内運動場	アリーナ	660㎡未満	710円	
		660㎡以上1,300㎡未満	1,520円	
		1,300㎡以上	2,030円	
	柔剣道場	660㎡未満	710円	
		660㎡以上1,300㎡未満	1,520円	
		1,300㎡以上	2,030円	
	ミーティングルーム	一室	25㎡未満	300円
			25㎡以上50㎡未満	500円
			50㎡以上75㎡未満	810円
			75㎡以上100㎡未満	1,010円
100㎡以上150㎡未満			1,520円	
150㎡以上300㎡未満			2,540円	
300㎡以上			3,560円	
遊戯室	一室	660㎡未満	710円	
		660㎡以上1,300㎡未満	1,520円	
		1,300㎡以上	2,030円	
特別教室等	一室	25㎡未満	300円	
		25㎡以上50㎡未満	500円	
		50㎡以上75㎡未満	810円	
		75㎡以上100㎡未満	1,010円	
		100㎡以上150㎡未満	1,520円	
		150㎡以上300㎡未満	2,540円	
		300㎡以上	3,560円	

備考 1時間に満たない端数を生じる場合は、1時間として計算する。

- 使用料の減免
- 次のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができます。施設使用の申請に先立って、まず『学校施設使用料減免適用認定申請書』を学校に提出してください。教育委員会で審査し、減免の適否の通知書を送付します。

(減免対象となる事業・活動)

- ア 官公署及びそれらに属する団体が、公共のために使用する
とき。(減免認定申請の省略可能)
- イ P T A、後援会等の学校関係団体が、教育の目的のために
使用する時。
- ウ 町内会・自治会等の地域関係団体が地域住民全体の福利の
ために使用する時。(例：地区民運動会)
- エ 市内のスポーツ少年団その他スポーツ活動団体及び文化活
動団体(中学生以下の者を対象とした営利を目的としない
ものに限る。)の活動のために使用する時。
- オ 上記のほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

※ 有志で結成された社会人サークルについては、減免対象の団体
となりません。

⑤使用の申込

使用許可申請

- 使用しようとする日の**5日前まで**に、使用を希望する学校
に使用許可の申請をしてください。なお、使用したい日時
に既に他団体の使用が決まっている場合等、使用できない
ことがありますので、申請の前に学校へ連絡し、使用の予
約をとってくださいますようお願いいたします。
- **年度を超えた申請はできません。**継続的な使用をされる場
合は、年度ごとに申請を行ってください。
- 使用許可申請をするときは、使用者の義務や遵守事項(本
マニュアル5ページ「使用者の遵守事項」に掲げる条件等)
をよく理解したうえで行ってください。

【提出書類】

- 学校施設使用許可(許可取消・変更)申請書

[添付する書類等]

- ・ 有料団体については、使用料金分の使用券
- ・ 使用料減免団体は、学校施設使用料減免適用認定書を提示

⑥使用券について

[使用券の販売場所]

- ・ 出雲市役所 本庁4階 教育委員会 教育政策課
- ・ 各行政センター 市民サービス課

● 使用券の提出は、許可書の交付を受けるときとなりますが、原則、使用許可申請を提出された時点で速やかに使用の可否を当該学校は決定します。従って、申請の際に、利用時間分の使用券をご準備くださいますようお願いいたします。

※ 使用券は、申請書裏面への貼付けをお願いします。

⑦使用の不許可等

次のいずれかに該当するときは、使用を許可しません。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 営利を目的とすると認められるとき。
- (4) 政治的活動と認められるとき。ただし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定による個人演説会の場合を除く。
- (5) 宗教的活動と認められるとき。
- (6) 学校施設の管理上支障があると認められるとき。
- (7) その他教育委員会が不相当と認めるとき。

使用許可の取消し

上記の『使用の不許可』事項に該当することが判明した場合、及び次のいずれかに該当する場合、使用許可を取消すことがあります。これらにより使用者等に損害を生ずることがあっても教育委員会はその責めを負いません。

- ・ 出雲市立学校の施設の開放に関する条例及びその条例に基づく諸規程に違反したとき。
- ・ 許可の際付した条件に違反したとき。
- ・ 偽りその他不正の手段によりその許可を受けたとき
- ・ 災害その他やむを得ない事由により学校施設の使用ができないとき。

⑧使用の変更及び 取消	やむを得ず使用許可の変更または取消しを受けようとするときは、使用しようとする日の <u>5日前まで</u> に「使用許可変更・取消申請書」を当該学校へ提出してください。
⑨使用料の還付	<ul style="list-style-type: none"> ● 納入済の使用料は還付しません。 ● ただし、次のような特別の事由があるときは既納使用料の全部または一部を還付することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害等使用者の責めに帰さない事由によって、学校施設を使用することができなくなったとき。 ・教育委員会の必要に基づき、使用許可を取り消したとき。 ・使用の5日前までに使用の中止を申し出た場合であって、正当な理由があると認めるとき。 ・上記のほか、教育委員会が正当の理由があると認めるとき。 <p>※ 使用当日に、雨天や人数が少ないため使用を中止した場合、あるいは使用者の都合で使用時間を早く切り上げたなどの場合は、還付しません。</p>
還付の方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用料の還付を受けようとするときは、学校施設使用料還付申請書を学校経由で教育委員会へ提出してください。 ● 教育委員会で還付を決定したときは、指定口座に振込みます。
⑩施設の使用方法	カギの管理等、使用方法は各学校により異なっています。事前に使用する学校に連絡を取り、安全かつ円滑な施設利用をお願いします。
使用者の義務	<p>使用者等は、学校施設が学校教育を本来の目的とするものであり、学校教育上支障がないと認めるときに限り、これを一般の使用に供するものであることを十分認識し、条例及び教育委員会規則並びにこれらに基づく必要な指示を遵守しなければなりません。</p> <p>【使用者の遵守事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校施設を「許可された目的以外」に使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。 (2) 学校及び教育委員会が指示した事項を遵守し、常に善良な使用者としての注意をもって使用すること。

- (3) 許可された施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (4) 許可なく特別の設備を設けないこと。
- (5) 飲酒、喫煙又は火器の使用をしないこと。
- (6) 火災及び盗難の発生防止に留意すること。
- (7) 学校施設を損傷又は汚損しないこと。
- (8) その他、学校及び教育委員会の管理上必要な指示に従うこと。

- 原状回復
- 使用後は、片づけや清掃を実施し施設を原状に復してください。
 - 使用者等が持ち込んだ物やごみは責任を持って、持ち帰ってください。

- ⑪損害賠償
- 使用者や利用者が施設や設備、備品を毀損、汚損または滅失した場合は、速やかに学校へ連絡してください。
 - なお、施設の毀損等があった場合、やむを得ない事由があると認めるときを除き、教育委員会の指示に基づき、使用団体により施設等を原状に復し、又は教育委員会が認定する損害額を賠償していただきます。
 - 使用団体は、できるだけ損害保険に加入してください。

- ⑫安全管理
- 使用団体は使用責任者を設け、使用する学校施設の管理や利用者の安全管理を十分に行ってください。
 - 災害発生時や負傷者が生じた場合に備え、使用者や利用者の誘導や緊急連絡などについて対策をとれるようにしてください。

問い合わせ先 出雲市教育委員会 教育部 教育政策課 総務企画係
電話：21-6874

(注) 個別の学校の施設使用に関することは、使用を希望する学校へ直接お問い合わせください。その他減免に関すること・申請書の記載方法に関すること等は、教育委員会 教育政策課へお尋ねください。